議案第20号

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ3,393,219千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は,「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

	款					項				補正前の額	補正額	計
3 繰	入	金								1, 729, 190	2, 553	1, 731, 743
			1 —	般	会	計	繰	入	金	1, 729, 190	2, 553	1, 731, 743
	歳	入	合		計					3, 390, 666	2, 553	3, 393, 219

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3, 138, 146	2, 553	3, 140, 699
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 138, 146	2, 553	3, 140, 699
歳 出	合 計	3, 390, 666	2, 553	3, 393, 219

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

入 (単位 千円)

			款			補正前の額	補正額	計
3 繰			入		金	1, 729, 190	2, 553	1, 731, 743
	歳	入	合	計		3, 390, 666	2, 553	3, 393, 219

議<u>出</u>(単位 千円)

I					補	正額の	財 源 内	訳
	款	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
Ī	2 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 138, 146	2, 553	3, 140, 699			2, 553	
ĺ	歳 出 合 計	3, 390, 666	2, 553	3, 393, 219			2, 553	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

П	補正前の額	妹 굿		計		節				≅H	田田	
目	伸上削り領	補正	領	訂	区		分	金	額		99	
2保険基盤安定	1, 506, 968	2	2, 553	1, 509, 521	1 保 険	基	盤安定		2, 553	· 低所得者軽減分繰入金		1,971 増
対策費繰入金					対 策	費	繰 入 金			• 被扶養者軽減分繰入金		582 増
計	1, 729, 190	2	2, 553	1, 731, 743								

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

	间即旧 区原丛	WYT 11 W 11 1 T					(「只)	- 10	2311미 메1.日			1 1111111	117.	(-	<u> </u>
	補 正 額	補	正額	の	財 源	内	訳			節					
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	区	\wedge		額	説明		
	(計)	国県支出金	地方	債	その	他	財	源		分	4.	蝕			
1後期	2, 553					2, 553									
	(3, 138, 146)				繰入金										
医 療	(3, 140, 699)														
広域連合															
納 付 金															
						2, 553			18 負 担		1	2, 553	75 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費		2,553 増
										カ及び	1				
									交	付 金	:		負担金,補助及び交付金	(2,553 増)
													・保険料納付金		2,553 増
	2, 553					2, 553									
項計	(3, 138, 146)														
	(3, 140, 699)														
	2, 553					2, 553									
款計	(3, 138, 146)														
	(3, 140, 699)														
	2, 553					2, 553									
歳出合計	(3, 390, 666)														
	(3, 393, 219)														